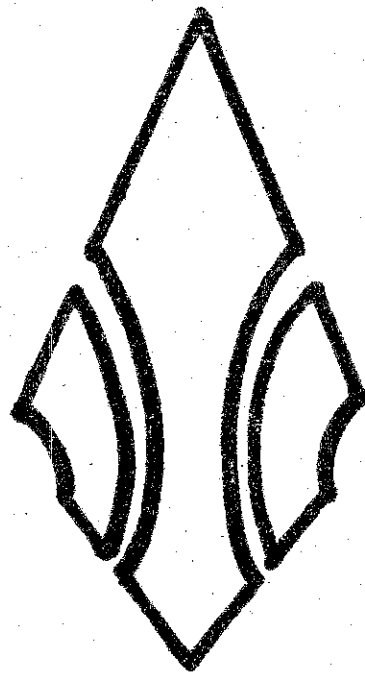


八王子市立鑑水中学校

# PTA会則



鑑水中学校PTA

令和5年5月20日 改定

★ 3年間使いますので、大切に保存して下さい。

# 八王子市立鏈水中学校 PTA 会則

## 第1章 名称及び事務所

第1条 本会は、八王子市立鏈水中学校 PTA と称し、設立は平成10年4月1日である。事務所を八王子市鏈水2丁目67番地におく。

## 第2章 目的

第2条 本会は、保護者と教職員が協力して子供達の健全な成長、発達を助けるとともに会員の教養を高め、家庭・学校・地域社会の教育力の向上を図ることを目的とする。

## 第3章 方針

第3条 本会の方針は、次のとおりとする。

1. 本会は、教育を旨とする民主的で自主独立の団体として活動する。
2. 本会は、特定の政党・宗教活動及び営利を目的とした行為は行わない。
3. 本会は、目的を同じくする他の機関・団体と協力する。
4. 学校の人事及び管理には干渉しない。

## 第4章 活動

第4条 本会は、第2章の目的を達成する為に次の活動を行う。

1. 学校と家庭及びその地域において、教育上必要な連絡と懇談等を行う。
2. 子供たちをとりまく教育環境の改善に努める。
3. 学校教育への援助、活動を行う。
4. 会員相互の親睦と教養を深めるための活動をする。
5. その他、本会の目的を達成するために必要と認めた活動を行う。

## 第5章 会員

第5条 本会は、本校に在籍する生徒の保護者及び本校に勤務する教職員により構成する。

第6条 本会への入会は、本校入学と同時に会員としての資格を有する。

## 第6章 会費及び会計年度

第7条 本会の運営、事業活動、保険加入等にあてるため、会員は会費を納入する。

会費は生徒一人あたり、年間2,000円（含保険料100円）とする。

ただし兄弟会員については一人につき1,000円徴収する。

また、転入者については、1学期中は2,000円、2学期以降は1,000円徴収する。

第8条 本会会費は年額とする。

年度途中の転出者には返金しない。

## 第9条 慶弔規定

1. 生徒が死亡した場合 5,000円
  2. 会員が死亡した場合 5,000円
  3. 教職員の配偶者及び家族(一親等)が死亡した場合 弔電または花代(3000円相当)
  4. 以上4項に対する返礼は一切受けないものとする
- その他、上記以外の慶弔にかかわる事項が生じた場合は、役員会で協議の上慶弔活動を行い、実施後は運営委員会の承認を得る。

第10条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日とする。

## 第7章 役員及び会計監査、理事

第11条 本会に、次の役員及び会計監査、理事をおく。

1. 会長 1名（保護者）
2. 副会長 3名以上（保護者2名以上、教職員1名）
3. 書記 3名以上（保護者2名以上、教職員1名）
4. 会計 3名（保護者2名、教職員1名）
5. 会計監査 2名（保護者1名、教職員1名）
6. 理事（若干名）

第12条 役員及び会計監査は、全学年より候補者を選出する。

会計監査は役員会で推薦、選出することができる。

全ての候補者は、総会において承認を得る。

第13条 役員の任期は、1年とする。但し再任は妨げない。

欠員を補充したときは、前任者の残任期間とする。

会計監査の任期は、1年とし、原則として再任しない。

第14条 役員及び会計監査の任務は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、総会、役員会、運営委員会を招集し会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し必要に応じて会長の職務を代行する。
3. 書記は本会の会務を記録しその保管にあたる。
4. 会計は本会の会計事務にあたり総会に提出する予算案の作成、及び決算報告を行う。
5. 会計監査は本会の会計を監査し、総会及び運営委員会に報告する。

## 第8章 委員

第15条 本会には、次の委員をおく。

1. 委員 ①学年委員  
②広報委員  
③校外委員  
④体育大会・駅伝委員  
⑤文化委員

2. 各学級より選出する。原則は学級単位で選出するが、進級時クラス編成による委員履歴保持者の偏り等により、学年全体から委員必要人数を選出することもできる。  
ただし、学年委員を除く。

第16条 委員の任期は1年とし、再任は妨げない。

## 第9章 会議

第17条 本会の会議は、総会、役員会、運営委員会、各委員会とする。

1. 総会  
最高の議決機関で、毎年一回、年度初めに開く。  
なお、形式としてはweb総会・書面総会、あるいは対面総会とする。  
臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、会員の5分の1以上の要請があれば開催することができる。  
定足数は、会員の3分の1とし、委任状も認める。そのうち3分の2以上の同意をもって議決成立とする。
2. 役員会  
1) 必要に応じて、随時開催し、運営委員会に提出する議題を検討、作成する。  
2) 各委員会の相互の連絡・調整及び協力を図る。  
3) P連活動への参加及び協力
3. 運営委員会  
1) 構成員  
①役員及び各委員会の委員長・副委員長とする。  
ただし、学年委員は学年毎の委員長・副委員長とする。  
②以上の者が選出されていないクラスの代表者  
③各委員会が必要と認めた者  
2) 議決事項  
会員である構成員出席者の3分の2以上の賛同を要する。

#### 4. 委員会

##### 1) 委員の定数

委員会（1、2、3年生各学級7名・教職員各1名）

以下に分かれて活動する。

- ① 学年委員（各学級2名・各学年に担当教職員1名ずつ）
- ② 広報委員（各学級1名・教職員1名）
- ③ 校外委員（各学級1名・教職員1名）
- ④ 体育大会・駅伝委員（各学級2名・教職員1名）
- ⑤ 文化委員（各学級1名・教職員1名）

各委員会には必要に応じて一般会員の中に広く協力を求めることができる。

##### 2) 委員会の活動

###### ① 学年委員

学年活動を通し、会員の親睦・相互連絡を図り、教育文化活動を進め、会員の交流を図る。

###### ② 広報委員

PTA広報誌の発行、教育文化活動を通して、会員の理解を深める。

###### ③ 校外委員

地域の青少年福祉諸団体・機関との連携・協力を図る。

地域パトロールを各クラスの協力のもとに実施し、校外における子供の生活向上を図る。

###### ④ 体育大会・駅伝委員

体育大会・八王子市立中学校駅伝大会への協力(監察員等)

###### ⑤ 文化委員

学校内におけるボランティア活動

第18条 各委員会はそれぞれ、委員長1名、副委員長1名以上をおいて、定例会を開催し相互に協力をして、活動を推進する。

第19条 校長は、すべての会議に出席し、本会の運営に関し、職務上必要な意見を述べることができる。

#### 第10章 特別委員会

第20条 特別委員会は必要に応じて、運営委員会の議を経て設け、任務の終了をもって解散する。

#### 第11章 サークル規定

第21条 鏈水中学校PTAサークルの活動については、以下のように規定する。

1. PTAの親睦を図ることを第一とし、いかなる宗教、営利目的の広告、勧誘は決してしない。
2. 立ち上げは、PTA本部役員、クラス委員に申し出、運営委員会で承認を得たのち、代表者が募集を行う。
3. 代表者はPTA会員とする。
4. メンバーはPTA会員、および卒業生保護者とする。
5. 基本的に、文具等消耗品については、PTA備品で賄うとするが、それ以外はメンバーの自費にて行う。
6. 学校設備を使用する場合は、授業の妨げにならぬように、学校と調整を図る。

#### 第12章 個人情報保護規定

第22条 本会の活動を推進するために必要とされる、個人情報の取得や利用・管理については「個人情報取扱に関する基本方針」「個人情報取扱方法」を別途規定に定め、適正に運用するものとする。

## 第13章 会則・細則の変更

第23条 本会の会則は、総会で改正することができる。

総会の1週間前迄に、その内容を会員に通知し、委任状を含め出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。ただし、緊急を要するときは、書面にて会員総数の3分の2以上の同意で、改正することができる。

第24条 本会の細則は、運営委員会出席者の3分の2以上の賛同で改正できる。

### 附則

第25条 本会則に必要な細則は、運営委員会により別に定める。

第26条 本会則は平成10年9月20日より実施する。

第27条 本会則は平成23年5月6日より改正し、実施する。

第28条 本会則は平成24年5月10日より改正し、実施する。

第29条 本会則は平成25年5月10日より改正し、実施する。

第30条 本会則は平成26年5月9日より改正し、実施する。

第31条 本会則は平成27年5月8日より改正し、実施する。

第32条 本会則は平成28年1月29日より改正し、実施する。

第33条 本会則は平成29年5月12日より改正し、実施する。

第34条 本会則は平成30年2月20日より改正し、実施する。

第35条 本会則は令和元年5月11日より改正し、実施する。

第36条 本会則は令和2年6月20日より改正し、実施する。

第37条 本会則は令和3年5月15日より改正し、実施する。

### 理事細則

第1条 この会の運営を円滑にする為に、PTA会員の資格が無くなって2年以内の保護者に理事の資格を与える。

第2条 理事は現会長が必要に応じて数名選出し協力を要請することが出来る。

第3条 理事は会長の特命により役員の補佐、会長の代行として対外活動に参加し、運営委員会などで助言することが出来る。理事は役員と同等の資格を持つが、各会議に参加しても議決権は持たない。

第4条 理事は、本会の役員及び会員には原則含めない。ただし、理事はPTA活動を行うにあたりPTA保険に加入し、保険加入相当分の金額を保険料として納入する。また、保険加入の必要性から理事を準会員と称する。

第5条 附則

1. 本細則は平成25年5月10日より実施する。

### 本部役員及び委員細則

第1条 本部役員が立候補・推薦で決まらない場合は、年度最後の保護者会にて、委員履歴非保持者の中から抽選で決定する。第7章第11条の規定に基づく。

第2条 免除規定

1. 平成29年度以降、PTA本部役員及び各委員長(旧部長)に就任したものは、翌年度以降PTA本部役員及び各委員を免除される。

ただし、会計監査は除外する。また、本人の意思によるすべての役職への就任を妨げない。

2. PTA本部役員及び各委員長が抽選で選出されることになった場合、以下の条件に当てはまるPTA会員は、PTA本部役員及び各委員長から免除される。

なお、仕事については、就業形態にかかわらず、免除理由とはならない。

1) 病気療養中もしくは妊娠中である。

2) 家族の継続的な介護を要するものがある。

3) 翌年度4月の時点で、幼稚園年少相当に満たない乳幼児がいる。

4) 保護者1名の家庭

5) その他PTA会長が認めた場合

## 個人情報保護規定

### (目的)

- 第1条 この個人情報取扱方法は、八王子市立鍵水中学校PTA（以下「本会」という）が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、活動の円滑化を図り、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的として制定する。

### (指針)

- 第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、個人情報保護法に則って運用管理を行い、活動において個人情報の保護に努めるものとする。

### (周知)

- 第3条 本会において取得・保持する個人情報の取り扱い方法については、役員の選出時及び、必要に応じて会員に周知する。

### (使用目的)

- 第4条 本会では個人情報を次の目的のために利用する。

- 1) 本会役員・委員・会員名簿等の作成
- 2) 本会の活動に関する文書等の送付

### (個人情報の取得・同意)

- 第5条 1. 本会が取り扱う個人情報及びその利用の同意については、会長宛に書面で提出された次の事項とする。

- 1) 氏名
- 2) 電話番号・メールアドレス
- 3) その他必要とするもので同意を得た事項

2. ただし、前項の規定にかかわらず、要配慮個人情報を収集する場合は、あらかじめ別途本人の同意を得るものとする。

### (同意の取り消し)

- 第6条 1. 会員は、個人情報の取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の事項・項目について、その同意を取り消すことができる。
2. 不同意な申し出があった場合、本会は直ちに該当する個人情報を破棄または削除しなければならない。ただし、名簿等として既に配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える。

### (管理・保管)

- 第7条 個人情報は、本会役員が適切な状態で保管し適正に管理する。
- 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに破棄する。

### (第三者提供の制限)

- 第8条 本会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- 1) 法令に基づく場合
- 2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

- 4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(秘密保持義務)

第9条 本会会員は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その地位を退いた後も同様とする。

(情報開示等)

第10条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、訂正、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第11条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに本会役員に報告する。

#### 附則

本取扱方法は、令和元年5月11日より施行する。

なお、この取扱方法は法令の改正または実務上の不備が発生した場合には、本会役員会で協議・検討し、改定することができる。取扱方法を改定した場合は第3条に定める周知の方法をもって会員に周知するものとする。

### 第3条附則

1. 本規則は平成27年5月8日より実施する
2. 本規則は平成29年5月12日より改正し、実施する。
3. 本規則は平成30年2月20日より改正し、実施する。
4. 本規則は令和元年5月11日より改正し、実施する。
5. 本規則は令和2年6月20日より改正し、実施する。